

台東区ウィッグ購入費等助成事業に関するQ & A

項目	質問	回答
助成内容について	台東区に住民登録があった時期にウィッグを購入後、転出しました。申請できますか。	申請時点で台東区に住民登録がないと、対象になりません。
	申請をしたが、振り込みはいつになりますか。	申請のあった(書類が整った)月の翌月末以降を予定しています。
	がんの治療をこれから受ける予定だが、申請をすることは可能ですか。	いいえ。治療を行っている方若しくは、過去に行っていた方が対象となります。購入時期に関しては、治療を受ける前であっても対象となりますが、申請は治療後でないとできません。
	がんの治療は終了したが、申請はできますか。	がんの治療が終了した方であっても、治療に伴う脱毛等外見の変化がある方、補整具が必要な方は対象になります。
	レンタル期間終了前に助成上限額(10万円)に達したのですが、申請はできますか。	はい。 一連のレンタルでは最後の支払いが終了してから申請していただくことになっています。ただし、レンタル期間中に助成上限額に達した場合は申請が可能です。
	異なるがんや、がん以外の傷病に罹患した場合また申請できますか。	はい。おひとり生涯に2回までなら申請可能です。
	インターネットオークション、フリーマーケット等の個人売買で購入した場合は、対象になりますか。	いいえ。対象外となります。
	令和7年度までに既に助成を受けているが、あと2回分申請できますか。	過去に助成を受けている場合は、その回数も含めた回数になります。助成回数が不明な方は、担当に事前にご相談ください。
	ウィッグと胸部補整具、といった種類の違う品物の組み合わせでの申請は可能ですか。	はい。1回の申請で助成金額以内であれば、組み合わせは自由です。また、個数制限もありません。
	弾性着衣は保険の申請もできると聞いたが、既に公的保険に弾性着衣の申請をしていた場合、この助成金事業にも申請できますか。	いいえ。 既に保険の申請が完了していれば、(公的保険の助成額が対象品の全額ではなくても)当事業への申請はできません。 民間の保険事業は別に申請ができます。
	令和7年12月にウィッグ1個(9万円)を購入し、令和8年1月に医療用帽子2個(1万円)を購入しました。まとめて申請する場合に、申請期限である購入から1年以内は、どちらが適用されますか。	先に購入したウィッグの購入日が基準となります。購入日から1年以内の申請が必要となります。
助成対象品について	クーポンやポイントを利用した場合、利用する前の金額を申請できますか。	いいえ。 実際に、支払った金額を購入額の欄に記入してください。(クーポンやポイントを使用した分は助成の対象にはなりません)
	商品購入時の消費税は対象になりますか。	はい。 消費税込みの金額で申請してください。
	インターネットで購入した場合の送料や振込手数料は対象になりますか。	いいえ。 対象品に定められている商品の価格のみが対象です。

助成対象品について	ケア用品は対象になりますか。	いいえ。 ウィッグのスタンド、日常的なケア用品(クリーナー、ブラシなど)は対象にはなりません。 補整具も同様に、乳房補整具のケースや日常的なケア用品は対象にはなりません。
	ウィッグは医療用に限られますか。	がんの治療に伴う脱毛によりウィッグを必要としていれば、医療用ウィッグに限りません。帽子付きのウィッグも同様です。
	ウィッグのヘアピース(部分かつら)は対象になりますか。	対象となります。
	再建手術は対象になりますか。	いいえ。対象外です。
	脱着に必要な接着剤や剥離剤も対象になりますか。	いいえ。対象にはなりません。
	弾性着衣は腕用、手のひら用、足用などがあるが、なんでも対象になりますか。	はい。部位は問いません。
領収書について	インターネットで購入し、クレジットカード決済をしたため、領収書がないのですがどうしたら良いですか。	まずは、領収書が発行できるか確認してください。 必要事項は、「①宛名②購入日③購入金額④金額内訳(購入品名)⑤購入元の住所・名称」です。 詳しくは、ご案内の「領収書 見本」をご覧ください。 ※領収証が発行できない場合は、区の担当までご相談ください。
	見本のような様式ではない領収書で申請は可能ですか。	はい。領収書の様式は問いません。 ただし、案内の領収書見本にある必要事項全ての記載が必要です。
	領収書に収入印紙が貼られていないが、申請可能ですか。	以下の場合、収入印紙が不要です。 ・購入金額が50,000円未満の領収書 ・クレジットカード払いで購入した場合の領収書 ※ただし、領収書にクレジットカード払いであることの記載が必要です。 これ以外は収入印紙が必要ですので、発行者へ依頼してください。